

令和6年12月23日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和6年12月23日(月) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策観光課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	三谷 勝則
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	小野 由美子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時0分

議長（小川 保）

一同、ご起立をお願い致します。礼。

ご着席下さい。

お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、2番、氏家 法雄 君。10番、古川 幸義 君に指名を致しておきます。

日程第2. 委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願い致します。

まず、12月13日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、中野 一郎 君。

総務教育常任委員会委員長（中野 一郎）

お早うございます。

総務教育常任委員会の結果を報告します。

令和6年12月13日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項。

議案第1号、専決処分の承認について（令和6年度多度津町一般会計補正予算（第3号））

議案第2号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第3号、多度津町役場駐車場条例の一部改正について

議案第4号、令和6年度多度津町一般会計補正予算（第4号）

議案第5号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）

議案第6号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）

議案第7号、令和6年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

議案第 8 号、工事請負契約の締結について

議案第13号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 14 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第 15 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第 16 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

審議結果。

議案第 1 号から議案第 8 号まで及び議案第 13 号から議案第 16 号までについて

委員、傍聴議員より、

- 一つ、専決処分による一般会計の補正で選挙費の会場借上料を 6 万 4 千円計上しているが、光熱水費などの諸物価が高騰しているので、来年の参議院選挙に向けて増額する時期ではないのか。
- 一つ、役場駐車場条例の供用時間を午前 7 時から午後 10 時までだったのを午前 8 時から午後 9 時 30 分に改正する経緯はどうなっているのか。補足説明が必要ではないのか。
- 一つ、役場駐車場の供用時間は、各種委員に委嘱された人が公務で J R を使うことも考慮に入れた時間帯にすべきではないのか。
- 一つ、役場駐車場の長期間放置には、罰則がないのか。また、長期間の放置とはどの位なのか。
- 一つ、中讃広域への負担金（滞納整理割）を 260 万 3 千円増額しているが、内容を説明してもらいたい。各市町での按分になるのか。また、中讃広域全体での徴収率は、どの位なのか。
- 一つ、離島航路補助金を 690 万 6 千円減額しているが、利用はどうなっているのか。
- 一つ、旧合田家住宅（島屋）保全事業で 550 万円を増額しているが、工事内容を説明してもらいたい。財源はどうなるのか。
- 一つ、町長は先日の一般質問で旧合田家住宅の緊急保全ではクラウドファンディングや企業版ふるさと納税を使い、それ以外は一般財源を使うと答弁しているが、令和 5 年 3 月の総務教育常任委員会で一般財源は使わないということだったのではないのか。
- 一つ、緊急保全工事と一般改修工事の違いや緊急保全工事で想定される予算額と一般改修工事で想定される予算額を教えてください。
- 一つ、旧合田家住宅に関して企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングで集めた金額と使用した金額を教えてください。
- 一つ、衛生費手数料の可燃・不燃ごみ処理手数料を 250 万円減額している理由を教えてください。

- 一つ、まちづくり公社はゼロベースにするということなのに、予算を減額補正しないのは何故なのか教えてもらいたい。
 - 一つ、歳入の国庫支出金で 3,263 万 5 千円を減額し、雑入で新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金を同額増額しているが、整合性を説明してもらいたい。また、何人が接種しているのか。
 - 一つ、中学校建設費を 4,100 万円増額しているが、内容を教えてもらいたい。
 - 一つ、統計調査費を 45 万円増額しているが、内容を教えてもらいたい。
 - 一つ、県営公園整備負担金を 141 万 2 千円増額しているが、内容を教えてもらいたい。
 - 一つ、再生資源回収奨励金を 30 万円増額するのは、小型家電リサイクルボックスでの回収によるものなのか。小型家電リサイクルボックスの現状を教えてもらいたい。
 - 一つ、香川県ひとり親家庭学習支援員派遣事業費を 5 万円増額補正するが、町内の現状はどうなっているのか。
 - 一つ、小学校費と中学校費の校務系システム委託料を 500 万円と 100 万円減額しているが、何故なのか教えてもらいたい。
 - 一つ、国保会計の保健事業費で委託料を 20 万円減額しているが、説明欄は「その他委託料」という記載でなく詳細が分かるようにしてもらいたい。
 - 一つ、中学校体育館への空調設備設置工事において、契約締結前に機器のランニングコストやメンテナンスの保証などの検討をしているのか教えてもらいたい。また、落札業者は公共事業の実績があるのか。
 - 一つ、今回の議員の報酬や特別職・一般職員の給与等の改定で、それぞれ 1 人当たりのアップ率と総額について教えてもらいたい。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、投票所となる自治会場等の借上料については、来年夏の選挙ではエアコンの長時間使用が想定されることや物価が高騰しているので、選挙管理委員会で協議したい。
 - 一つ、役場駐車場条例の供用時間を変更するのは、午前 7 時から入室する清掃業者に紛れて庁舎に入るトラブルがあったことや宿直業務の勤務時間との関係によるものであるが、今後、変更する場合は事前に内容の詳細を説明したい。
 - 一つ、各種委員に委嘱された人が公務で J R を使う際は、担当課から事前に届出を出してもらい、平面駐車場を使用する運用も考えたい。
 - 一つ、役場駐車場での長期間放置には罰則がないが、数件の放置はあったものの張り紙による警告で解消している。今後は長期間の放置については規則で詳細を定めるように研究したい。

- 一つ、中讃広域への負担金の増額は 当初の予定移管額から移管額割や徴収額割により次年度に精算して按分しているが、徴収の実績値が 2.24%増えていることによる。中讃広域全体での徴収率は 28.3%である。
- 一つ、離島航路補助金は多度津汽船に対する赤字を補填するために国庫補助が 2 分の 1 程度と残りを県と町で負担するが、国の補助が当初の 3,400 万円から 4,800 万円に増額したので、町の負担が減少している。
- 一つ、旧合田家住宅の 3 次工事では「えじぷとの間」の仮設工事や電気工事等を予定しており、2 次工事に続いて建屋や基礎の柱の調査と解体を行った上で記録保存等を行い、来年度に報告書を作成する予定にしている。財源は旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金からの繰入を予定している。
- 一つ、一般質問では旧合田家住宅の緊急保全是クラウドファンディングや企業版ふるさと納税での基金を使い、それ以外の草刈りなどの通常の維持管理には一般財源を使わせてもらおうと答弁している。
- 一つ、令和 5 年度に緊急保全工事で 617 万 1 千円支出しているので基金は約 3,580 万円残っているが、6 年度以降で執行予定である。通常の保全と緊急保全の違いについては、今後は文化財として活用したいので、関係者と協議して整理した資料を議会で説明したい。
- 一つ、旧合田家住宅に関する企業版ふるさと納税が約 4,850 万円で、ガバメントクラウドファンディングが 122 万 7,630 円であり、工事費として 617 万 1 千円を執行している。
- 一つ、歳入の可燃・不燃ごみ処理手数料を減額するのは、取っ手付きのゴミ袋を予定していたものの、ゴミ減量化推進協議会での結論が出なかったことで見通しが立たないことによるもので、歳出でもゴミ袋を新規制作する消耗品費や販売手数料を減額している。
- 一つ、まちづくり公社は一旦見直しをすることにしたので、関連予算は 3 月に不用額で処理する予定にしている。
- 一つ、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業の対象者は、65 歳以上で 7,260 人などとなっているが、10 月末の接種者数は 599 人で接種率は 8.25%になっている。
- 一つ、中学校体育館にガスヒートポンプ式空調設備を設置する工事において、前払金が必要になることを想定して補正している。
- 一つ、統計調査費の増額は、今回の議案第 16 号の一般職の職員の給与条例改正に伴う職員 1 名分の補正になる。
- 一つ、県営公園整備負担金は桃陵公園での事業費の 30%を地元負担するもので、今回は一太郎広場のベンチ修繕に 21 万 2 千円と出会いの広場から一太郎広場までの石畳を約 160mにわたり幅約 1.5mでコンクリート舗装する事業に 120 万円を負担する。

- 一つ、再生資源回収奨励金を増額するのは、資源ゴミのペットボトルの買取単価が昨年の約2倍になったことによるもので、小型家電リサイクルボックスはレアメタルなどを回収するために各公民館と役場庁舎に設置しており、処分費は昨年度で85万7,550円かかっている。
- 一つ、ひとり親家庭学習支援員派遣事業は、県が委託した事業者が家庭訪問して子どもの学習支援内容を聞いた上で学習計画を立てて、月に3回1時間程の支援を行うもので、今年度は町内で3件の申込みがあり、県への負担金は1人当たり5万円になる。
- 一つ、小学校費と中学校費の校務系システム委託料を減額するのは、入札結果が予定価格よりも安価であったためである。
- 一つ、国保会計の委託料の増額は国保連合会に委託している医療費通知であるが、「その他委託料」と記載したのは入力システムの問題なので、今後は詳細が分かるようにしたい。
- 一つ、中学校体育館の空調設備は近隣市町の状況を確認した上で、補助金や起債も考慮に入れて将来のランニングコストや緊急時の電源などを検討して都市ガスによる対流式ビル用マルチエアコンを選択している。落札業者は町内での実績はないが、県内での実績はある。
- 一つ、議会議員の期末手当は平均1人当たり1万7,750円で総額24万8,508円の増額。特別職の期末手当は町長5万3,865円。副町長4万703円で合計は9万4,568円。教育長の期末手当は3万5,707円。一般職は196名おり、1人当たり3万965円で総額606万9,159円の増額となる。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号については委員会として原案を承認し、議案第2号から議案第8号まで及び議案第16号の8議案については委員会として原案を可決し、議案第13号から議案第15号の3議案については採決の結果、委員会として原案を可決した。

また、その他として執行部より他6件の報告があった。以上、報告します。

議長（小川 保）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

なお、14番、尾崎 忠義 議員が遅れてまいりました。尾崎 忠義 議員に遅刻理由の発言を求めます。14番、尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

済みません。遅れて申し訳ございません。

連絡をしようと思ったんですが、道隆寺の前で警察官に交通違反で捕まりまして、こちらへ来るまで連絡が、ちょっと出来なくて。実は反対討論をコピーしておりま

して、それをした後に急いでこっちに来たもんですから、シートベルトが不着用ということで、捕まって延々と。こちらへ連絡をするのが遅れまして申し訳ございませんでした。

議長（小川 保）

今後、気をつけて頂くようお願い致しまして、出席を認めます。

従って、現在の出席議員数は14名となっております。よろしくお願い致します。

続きまして、同じく12月13日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、兼若 幸一 君。

建設産業民生常任委員会委員長（兼若 幸一）

建設産業民生常任委員会結果報告について、

令和6年12月13日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第9号、町道路線の認定について

議案第10号、新たに生じた土地の確認について

議案第11号、字の区域の変更について

議案第12号、字の区域の変更について

審議結果。

議案第9号から議案第12号について

委員、傍聴議員より、

一つ、開発行為による供用道路は町道として認定されないケースが多いが、今回、南鴨地区で町道認定をするということは、将来的に都市計画マスタープランから用途地域の線引きを修正する時期に来ているということなのか。

一つ、今回の高見港船揚げ場の埋立事業で、天然記念物のハクセンシオマネキの生息に影響がなかったのか教えてもらいたい。

一つ、高見港船揚げ場の埋立てで、船は何隻係留することが出来るのか。

一つ、高見港船揚げ場の隣接地に雑草が生えているが、管理はどうなるのか。

一つ、高見港船揚げ場の所有は、どこになるのか。また、使用料や係留料はどうなるのか。

一つ、字界の変更を各自治会に説明して同意を得ているのか。また、今回の変更により校区の変更や住民に不利益がなかったのか教えてもらいたい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、今回の路線については用途指定のない地域であるが、277号線沿いには他にも開発行為で整備された道路があるので、今後は土地利用や都市整備などの基本方針を定めている都市計画マスタープランの見直しが必要になると考えている。

- 一つ、高見港船揚げ場の埋立事業では、ハクセンシオマネキが生息している場所を外して整備したので、影響は出ていないと考えている。
- 一つ、高見港船揚げ場の埋立地を利用する船数は把握していない。
- 一つ、高見港船揚げ場の隣接地の舗装は出来ていないが、管理は地元漁協と町であることを考えている。
- 一つ、高見港船揚げ場の埋立地の所有は町であり、船揚げ場の使用料は徴収しない。
- 一つ、字界の変更は地籍調査の現地調査時に地元の水利総代や地元代表・地権者に同意を得た上で進めている。不利益がないように住居表示に合わせて変更している。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第9号から第12号までの4議案については、委員会として原案を可決した。

また、その他として他2件の報告があった。以上です。

議長（小川 保）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長（小川 保）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

日程第3．議案第1号、専決処分の承認について（令和6年度多度津町一般会計補正予算（第3号））を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第4．議案第2号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第5．議案第3号、多度津町役場駐車場条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、令和6年度多度津町一般会計補正予算(第4号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第7. 議案第5号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第2号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第8. 議案第6号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第2号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第9. 議案第7号、令和6年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第2号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第10. 議案第8号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第11. 議案第9号、町道路線の認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第12. 議案第10号、新たに生じた土地の確認についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第10号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第13. 議案第11号、字の区域の変更についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第11号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第14. 議案第12号、字の区域の変更についてを議題と致します。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第15. 議案第13号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

本案に対する委員長報告は可決です。まず、原案に反対者の発言を許します。

14番、尾崎 忠義 君。

議員 (尾崎 忠義)

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和6年12月第4回多度津町議会定例会におきまして、議案第13号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、次の点で反対討論を致します。

今回の条例改正は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正が閣議決定

され、本町においても他の地方公共団体の改定措置などを考慮し、4議案の総合計は644万7,942円。そのうち、議員、特別職、教育長の総合計は、37万8,783円の改正を行おうとするものであります。

今回の改正額は100分の5、0.05箇月分の引上げにより、議員1人当たり1万7,750円の増額。14名の増額分、総合計24万8,508円とするものであります。

そもそも公務員は一般的なサラリーマンと違い、賃上げを求めるための争議権、いわゆるストライキ権といった労働基本権の一部に制約があります。しかし、公務員も民間企業の社員と同じく、適正な水準の給与が支払われる権利があります。そこで公務員の給与や勤務時間その他勤務条件に関して、独立機関である人事院が、国会・内閣に同時に勧告を行うよう法律で定められております。

現在、町民からは、異常な物価上昇に見合うように給料や年金も上がらない。消費税こそ下げて欲しいと悲鳴が上がっております。人事院の勧告に従い、町役場で働く職員の賃金が上がり、消費購買力を引き上げることは必要と考えますが、政治行政に関わる町議会議員が自らの期末手当をこのような時期に引き上げることに町民感情からして、また、町民の理解は到底得られませんので、従って議案第13号、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、反対を致します。以上であります。

議長（小川 保）

他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

1番、藪 乃理子 君。

議員（藪 乃理子）

1番、藪 乃理子です。

議案第13号の議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを反対致します。

第5条には、期末手当の額を100分の167.5から100分の172.5にするものですが、本町の財政状況は非常に厳しい状況下であります。コロナウイルスが収束した後、急激なインフレ、円安、賃金は上がらず、町民の生活は苦しい。このような状況下で、まして本町は財政悪化の傾向が続いており、このような状況下での改定は極めて住民感情は反感を持つと思われれます。よって、今回の議案第13号については反対致します。以上です。

議長（小川 保）

他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

11番、隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

失礼致します。11番、隅岡 美子でございます。

議案第13号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、私は反対の立場でございます。

理由は、本町は財政状況が大変厳しい状況でございます。また、色々なことで町民感情も考慮しないといけないと私は考えております。以上の理由で反対でございます。以上でございます。

議長（小川 保）

他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

13番、渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

13番、渡邊 美喜子でございます。

議案第13号、議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、反対の立場であります。

その理由として、100分の167.5から100分の172.5の改正であります。住民の皆さんは物価高騰で生活が困窮し、格差が広がっております。また、国の国民生活の世論調査では、66%の国民が物価対策は切実な要望ですと言われております。本町の財政も厳しい状況において、議員報酬を上げるということは、大変に心苦しく感じております。以上で、私は議案第13号に対しまして反対でございます。以上です。

議長（小川 保）

他にありませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

古川 幸義 君、ありますか。

議員（古川 幸義）

ただ今、反対討論が多数出ましたが、賛成討論は求めないのでしょうか。

議長（小川 保）

賛成討論の方、ございませんでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

10番、古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

今回、賛成討論として、今回の議案、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正におきまして、賛成致します。

第5条には、期末手当の100分の167.5から100分の172.5とするものでございますが、これは、今回の条例改正に伴い、人事院勧告は公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置であり、議員は労使関係に関係なく、議員は公務員ではないという立場から人事院勧告に縛られるものではなく、自ら条例によって決められるものなので、人事院勧告は期末手当の増額の根拠はなり得ないと思います。

以上の根拠であれば、反対とするべきものでありますが、それよりも重要な財政健全化に資する案件を協議するのが今回妥当だと思い、今回の改定には賛成致します。

議長（小川 保）

他にありませんか。

ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ないようですので、これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第13号についてを採決致します。

本案を可決することに、賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（小川 保）

ご着席下さい。賛成の方8名、起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第16、議案第14号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

14番、尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和6年12月第4回多度津町議会定例会におきまして、議案第14号、特別職

の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、次の点で反対討論を致します。

今回の改正額は100分の5、0.05箇月分の引上げにより、特別職、町長5万3,865円、副町長4万703円の増額。2名の増額分、総合計9万4,568円とするものであります。そもそも公務員は一般的なサラリーマンと違い、賃上げを求めるための争議権、いわゆるストライキ権といった労働基本権の一部に制約があります。しかし、公務員も民間企業の社員と同じく、適正な水準の給与が支払われる権利があります。そこで、公務員も民間企業の社員と同じく、適正な水準の給与は支払われる権利があります。そこで公務員の給与や勤務時間、その他、勤務条件に関して、独立機関である人事院が国会・内閣に同時に勧告を行うように法律で定められておる訳であります。

現在、町民からは異常な物価上昇に見合うように、給料や年金が上がらない。消費税こそ下げて欲しいと悲鳴が上がっております。人事院の勧告に従い、町役場で働く職員の賃金が上がり、消費購買力を引き上げることは必要と考えますが、政治行政に関わる町長・副町長の特別職が、自らの期末手当をこのような時期に引き上げることに町民感情からして、町民の理解は到底得られませんので、従って議案第14号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については反対を致します。以上であります。

議長（小川 保）

次に賛成の方の発言がありましたら、お願い致します。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

他にないようでございますので、これをもって討論を終結致します。

反対の方ありますか。他に。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

13番、渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

13番、渡邊 美喜子でございます。

議案第14号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についても反対であります。

反対理由は、先ほど述べましたが、再度繰り返させていただきます。

住民の皆さんは、物価高騰で生活が困窮し、格差が広がっております。また、国の国民生活の世論調査では、66%の国民が物価対策が切実な要望ですと言われております。本町の財政も厳しい状況において報酬を上げるということは、大変に心苦しさ

を感じてなりません。以上で、私は議案第14号に関しましては、反対でございます。以上です。

議長（小川 保）

次に賛成の方、ございましたら、お願い致します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

じゃあ、反対の方、ありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

1番、藪 乃理子 君。

議員（藪 乃理子）

1番、藪 乃理子は、議案第14号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についても、反対致します。

議案第13号に準じて、この議案第14号も反対致します。以上です。

議長（小川 保）

賛成の方、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

じゃあ、反対の方。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

11番、隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

11番、隅岡 美子でございます。

私は反対の立場でございます。理由は、先ほどと同じような反対討論でございますが、本町は財政状況が大変厳しい状況でございます。また、町民の皆様の様々な町民感情も考慮しないといけないと考えております。以上の理由で、議案第14号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対でございます。以上でございます。

議長（小川 保）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、議案第14号についてを採決致します。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（小川 保）

ご着席下さい。賛成8名、起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第17. 議案第15号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。まず、原案に反対者の発言を許可致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

14番、尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和6年12月第4回多度津町議会定例会におきまして、議案第15号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、次の点で反対討論を致します。

今回の改正額は100分の5、0.05箇月分の引上げにより、教育長3万5,707円増額。1名増額分、総合計3万5,707円とするものであります。

そもそも公務員は、一般的なサラリーマンと違い、賃上げを求めるための争議権、いわゆるストライキ権といった労働基本権の一部に制約があります。しかし、公務員も民間企業の社員と同じく、適正な水準の給与が支払われる権利があります。そこで、公務員の給与や勤務時間その他勤務条件に関して、独立機関である人事院が国会・内閣に同時に勧告を行うよう法律で定められております。

現在、町民からは、異常な物価上昇に見合うように給料や年金は上がらない。消費税こそ下げて欲しいと悲鳴が上がっております。人事院の勧告に従い、町役場で働く職員の賃金が上がり、消費購買力を引き上げることは必要と考えますが、政治行政に関わる教育長が、自らの期末手当をこのような時期に引き上げることに、町民感情からして、町民の理解は到底得られませんので、従って議案第15号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、反対を致します。以上であります。

議長（小川 保）

次に、賛成の方の意見を許可致しますが、いかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

では、反対者の発言をお願い致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

1番、藪 乃理子 君。

議員 (藪 乃理子)

1番、藪 乃理子は、議案第15号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、反対を致します。

議案第13号、14号に準じて、この議案第15号も反対をさせていただきます。以上です。

議長 (小川 保)

賛成の方、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

では、反対の方、

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

13番、渡邊 美喜子 君。

議員 (渡邊 美喜子)

13番、渡邊 美喜子でございます。

議案第15号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について反対であります。議案第13号、14号と同じ理由であります。以上です。

議長 (小川 保)

他にありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

11番、隅岡 美子 君。

議員 (隅岡 美子)

11番、隅岡 美子でございます。

私は反対の立場でございます。先ほど13号、14号で述べさせていただきました理由と同じことでございます。以上でございます。

議長 (小川 保)

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ないようですので、これをもって討論を終結致します。
これより、議案第15号についてを採決致します。
本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（小川 保）

着席をお願いします。賛成者8名、起立多数でございます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第18. 議案第16号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第16号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第19. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。

タブレットに掲載しておりますので、よろしくをお願いします。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮り致します。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中

の継続調査に付することに決定致しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案は、全て終了致しました。

これにて、令和6年第4回多度津町議会定例会を閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

ご一同、ご起立をお願いします。礼。

ご苦労様でございました。

閉会 午前9時57分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和6年12月23日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記